

規 約

(名称)

第1条 本ネットワークの名称は「森と自然を活用した保育・幼児教育推進自治体ネットワーク」とする。なお、「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」を通称とする。

(目的)

第2条 本ネットワークは、森と自然を活用した保育と幼児教育が子どもたちのしあわせな成長の基盤であることを全国各地の自治体と幅広く共有するため、ネットワークの趣旨に賛同する自治体間の交流と学びあいの機会を創出すると共に、森と自然を活用した保育と幼児教育の質の向上と充実のための情報発信、各種調査、指導者の人材育成、国への提言等に共同して取り組むことを目指す。

(事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を推進する。

- (1) 森と自然を活用した幼児期からの育ちと学びに関心ある自治体や民間団体等との交流と連携の拡大
- (2) 森と自然を活用した幼児期からの育ちと学びの認知度を高めるための情報の共有や発信
- (3) 森と自然を活用した幼児期からの育ちと学びに資する調査研究や人材育成
- (4) 地方ならではの特色ある多様な保育・幼児教育のあり方についての提言等、森と自然を活用した幼児期からの育ちと学びの発展に資する国への政策提言や要望

(構成)

第4条 本ネットワークの構成員は、第2条に掲げる目的に賛同して次条の手続きを行った自治体とする。

(参加)

第5条 構成員として本ネットワークに参加を希望する自治体は、別添の様式1により、本部事務局（本ネットワークの事務を処理するために置く事務局をいう。以下同じ。）に対し、参加を申し込むものとする。

- 2 本部事務局は、前項の申込みを受けたときには、速やかに当該自治体の名称・連絡先を他の構成員に知らせることとする。

(脱退)

第6条 脱退を希望する構成員は、別添の様式2により本部事務局に届け出ることをもって脱退できるものとする。

(役員の種類)

第7条 本ネットワークに次の役員を置く。

代表 1名

副代表 2名以上10名以内

2 役員は、構成員である自治体の代表者が務めるものとする。

(役員を選任)

第8条 代表は、総会において、構成員の中から選任する。

2 副代表は、構成員の中から、代表が指名する。

(役員の職務)

第9条 代表は、本ネットワークを代表し、総会の議長を務める。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは総会の議長を務める。

(役員の任期)

第10条 役員は任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員は自治体において代表者に変更があったときは、後任者が役員を承継する。

3 役員は補欠又は増員により選任された者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了後であっても後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行わなければならない。

(役員を解任)

第11条 役員が、職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(総会の構成)

第12条 総会は、構成員をもって構成する。

(総会の種類)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回開催する。

- 3 臨時総会は、代表が必要と認めたとき又は全構成員の3分の1以上から請求があったときに開催する。
- 4 総会は、電子メールなどインターネットを利用した電子総会により開催することもできる。

(総会の招集)

第14条 総会は、代表が招集する。

- 2 総会を招集するときは、代表は構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の2週間前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第15条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 規約の変更
- (4) その他会の運営に関する重要事項

(総会の議決)

第16条 総会の議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、電子総会による議事は構成員の過半数をもって決する。

(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数及び出席者数（委任状を提出した構成員を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) その他記録として残す必要のある事項
- 2 代表は、総会（電子総会を除く）の開会時に議事録確認者を指名するものとする。
 - 3 議事録は本部事務局が作成し、議長及び議事録確認者の確認を得た上で全構成員に配付するものとする。

(幹事会)

第18条 本ネットワークに幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、総会での審議事項及び本ネットワークの運営に関する事項その他、代表が必要と認めた事項について検討を行う。

- 3 幹事会は、代表及び副代表を務める自治体の担当部課長等で構成する。
- 4 幹事会には幹事長を置く。
- 5 幹事長は、代表を務める自治体の担当部課長等とする。
- 6 幹事長は、幹事会の事務を総理し、その会議の議長を務める。
- 7 幹事の任期は、当該自治体の役員と同一期間とする。
- 8 幹事会は、幹事長が招集する。
- 9 幹事会は、電子メールなどインターネットを利用して開催することもできる。

(事業年度)

第 19 条 本ネットワークの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 20 条 本部事務局は、当該年度の代表を務める自治体の主管部局に置く。

- 2 本部事務局のほか、第 3 条各号に掲げる事業を推進し、その事務を処理するため、当該年度の代表又は副代表を務める自治体の主管部局に、それらの事業の担当の事務局（以下「担当事務局」という。）を置くことができる。この場合において、担当事務局に係る事務分担は、代表が別に定めるものとする。
- 3 本部事務局は、その連絡先（部課室名、担当者名、電話番号、メールアドレス等をいう。担当事務局を置く場合にあっては、その部課室名、担当者名、電話番号、メールアドレス等を含む。）を速やかに全構成員に知らせることとする。

(連携団体)

第 21 条 本ネットワークは、事業の推進発展のために公益法人や民間団体等と連携できるものとする。連携団体については構成員から推薦を受け、幹事会にて承認する。

(委任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、別に代表が定める。

附 則

- 1 この規約は、2018 年 10 月 22 日から施行する。
- 2 2018 年度に選任された役員の任期は、第 10 条の規定にかかわらず、次の定期総会までとする。

附 則

この規約は、2021 年 7 月 30 日から施行する。

組 織 図

